

広島県水道広域連合企業団告示第 18 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、水道料金等の徴収事務の一部を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 1 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

委託業務内容	委託先の名称	委託先の所在地	業務の委託期間
広島西部地域水道用水供給事業における給水料金の徴収事務	株式会社水みらい広島	広島県広島市中区小町 1 番 25 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
沼田川水道用水供給事業における給水料金の徴収事務			
沼田川工業用水道事業における料金の徴収事務	株式会社水みらい広島	広島県広島市中区小町 1 番 25 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで